明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**三）　一
○日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**三）　五

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**九～一五）　五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**一六）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**一七～一九）　三
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**国土交通**九九）　四
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**同**一〇〇）　一五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　四

省令

○厚生労働省令第三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第百条第一項及び第百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十三日　厚生労働大臣　後藤　茂之

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第一条　石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正後欄の石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項に次の一号を加える。

四　船舶（総トン数二十トン以上の船舶に限る。）の解体工事又は改修工事